

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会（第7回総会）議事録

○日時 令和3年4月13日（火） 10：30～10：49

○場所 名古屋合同庁舎第1号館8階 会議室

○出席者

蜂須賀会長、小川委員、小掠委員、木村委員、久野委員、小寺委員、近藤委員、杉原委員、長瀬委員、中根委員、船戸委員、松田委員、柚原委員、若松委員

○議題

東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について

○報告事項

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○羽場課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第7回総会を始めさせていただきます。大滝委員が若干遅れておりますけれどもこのまま進めさせていただきたいと思います。私は、東海北陸厚生局年金審査課の課長補佐羽場と申します。どうぞよろしくお願いします。これ以降は着座させていただきます。

冒頭、お願いごととなります。本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承いただきたいと思います。また、本日の総会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、所要時間を短縮し、審議会の運営に必要な議題のみを議論していただくこととしております。ご出席の委員の皆様にはマスクを着用していただき、席の間隔を空けて審議を実施していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本題に入らせていただきます。本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、蜂須賀会長に本日の総会の議事進行をしていただくこととなります。それでは、蜂須賀会長よろしくお願いいたします。

○蜂須賀会長 皆様、おはようございます。本日はご多忙の中ありがとうございます。昨年度に引き続きまして、会長として審議会の任務に当たらせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本年度初めて参加される委員の方もいらっしゃると思いますけれども、昨年度もですね、実はこういう状況でコロ

ナが始まったばかりということで、本年度の総会は少しほは改善できているのかなと思ったんですけども、なかなか思うに任せないという状況にございます。しかしながら、我々の任された任務、委ねられた任務、年金の記録訂正を請求された国民の方に対しまして、訂正すべき訂正は遺漏無く速やかにやるというのが我々の任務でございますので、こういう状況ではございますが、皆様のご支援ご協力を得て、円滑に進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。座らせていただきます。

それでは続きましてまず始めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第9条というものがございます。第9条によりますと、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができます。」とあります。本日の議題の議事内容、報告事項に関しましては、特段、個人情報の保護、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれておりませんので、公開とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

事務局は、運営規則第12条第1項、第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成いただくこととなります。よろしくお願ひいたします。

なお、同条第4項の規定によりますと、議事録署名者として、私の他に2名必要となります。小川委員、それと中根委員の2名に指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についての報告及び資料等の説明と確認をお願ひいたします。

○羽場課長補佐 それでは、本日の総会の出席委員数及び総会の成立についてご報告いたします。

本日は、佐藤委員から欠席のご連絡をいただいております。あと、大滝委員がお見えになつておりますので、委員総数16名に対しまして、14名の委員の方にご出席いただいております。地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。「座席表」「議事次第」に続きまして、資料1「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料2「東海北陸地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、最後に参考資料といたしまして「地方年金記録訂正審議会規則及び東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」をご用意させていただいております。資料等に不足がありましたらお申し出ください。

これに加え、本年4月にご就任された委員の皆様には、人事異動通知書を机の

上にご用意させていただいているので、よろしくお願ひいたします。なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんが、引き続きよろしくお願ひいたします。

○蜂須賀会長 よろしいですか。それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員と、本日出席の事務局職員のご紹介をお願いしたいと思います。事務局は、よろしくお願ひいたします。

○羽場課長補佐 それでは、まず東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。資料1の委員名簿をご覧ください。名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。

小川洋子委員です。小掠めぐみ委員です。木村美恵子委員です。久野真技委員です。小寺佐智子委員です。近藤実晴委員です。杉原孝朗委員です。長瀬紀美子委員です。中根紀裕委員です。蜂須賀太郎会長です。船戸淳委員です。松田正子委員です。柚原肇委員です。若松優佳委員です。佐藤文子委員でございますが、本日はご欠席でございます。大滝春義委員につきましては、お見えになられていない状況です。以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介いたします。東海北陸厚生局長の桐生です。年金管理官の桑山です。年金審査課長の加藤です。そして私は、年金審査課課長補佐の羽場でございます。

○蜂須賀会長 議事に先立ちまして、桐生東海北陸厚生局長様よりまずはご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○桐生局長 東海北陸厚生局長の桐生と申します。よろしくお願ひいたします。昨年の10月に着任しました。本日、東海北陸地方年金記録訂正審議会第7回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、審議会委員の皆様には、日頃より国の年金事業の適正な運用と円滑な推進にご理解とご尽力をいただいていることに、心より御礼申し上げます。同時に、昨年度は、新型コロナウイルス対策に基づく緊急事態宣言の2度にわたる発令により、当審議会が計画どおり運営できなかった点につきまして心よりお詫び申し上げます。本年に入って発令された緊急事態宣言は、当局管内の愛知・岐阜では2月28日をもって解除されておりますが、私どもといたしましては、今なお強い緊張感をもって対応しているところでございます。このような時期、また本日雨の中を、年金事業の推進のために当審議会総会にお集まりいただきましたことに、深く感謝いたします。

さて、東海北陸地方年金記録訂正審議会は、平成27年4月に第1回総会を開催して以来、6年間で延べ408回の部会を開催いたしました。この6年間で年金記録の訂正は着実に処理が進んでおり、日本年金機構の統計によりますと、記録問

題発生時約 5,100 万件あった未統合年金記録は昨年 9 月時点で約 3,300 万件が解明されております。これもひとえに、年金記録訂正審議会委員の皆様のご尽力とご協力のおかげであると思うところでございます。しかしながら、未だに約 1,800 万件の未統合記録が残されております。この未統合記録の解明に向けた取り組みも、これまでと同様に着実に行う必要がございます。そのために、委員の皆様のお力をお借りしながら公平、公正に業務を進めていく所存でございますので、引き続きこれまでと同様にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本日ご参考の委員の皆様におかれましては、この総会において忌憚のないご意見を賜りますとともに、年金記録訂正事案に関して、公平、公正な判断を行うため、国民の立場に立ってご尽力賜りますようお願いいたします、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○蜂須賀会長 はい、ありがとうございました。引き続きまして桑山管理官からもご挨拶よろしくお願ひいたします。

○桑山年金管理官 年金管理官の桑山と申します。今月の 1 日から本職に着任して、まだ日も浅いですが、しっかりと対応してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、そして雨が降っている中、皆様にはご参考いただきまして大変ありがとうございます。事務局としましても、国民の皆様の年金記録が正しいものとなるようしっかりと審議の参考になる調査を行い、そして審議結果を踏まえて適正に対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○蜂須賀会長 はい、ありがとうございました。それでは、議題に入らせていただきます。

議題は「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてでございます。地方年金記録訂正審議会規則の第 5 条第 3 項におきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされておりまして、同規則第 6 条第 2 項において「部会に属すべき委員等は会長が指名する。」とされ、同条第 3 項に「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名する。」とされております。

昨年度までは村瀬委員が会長代行をしていただいておりましたけれども、委員を退任されましたので、新しく会長代行を指名する必要があります。そこで会長代行には、中根委員を指名いたします。中根委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中根委員 よろしくお願ひします。

○蜂須賀会長 次に各部会に属する委員及び部会長の指名についてです。事務局は「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆さんに配布していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○蜂須賀会長 はい、それでは皆様のお手元に届いたでしょうか。一覧表をご覧ください。この一覧表のとおりお願ひしたく存じます。一応念のために申し上げます。

第1部会、小川委員、久野委員、近藤委員、佐藤委員でございまして、部会長は小川委員によろしくお願ひいたします。続きまして第2部会でございます。2部会、大滝委員、長瀬委員、私、蜂須賀、そして若松委員でございまして、部会長は私、蜂須賀が務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。第3部会、小掠委員、木村委員、松田委員、柚原委員でございまして、部会長は柚原委員にお願ひいたします。第4部会、小寺委員、杉原委員、中根委員、船戸委員でございまして、部会長は中根委員にお願ひいたします。委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただいた部会長の下で、厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案についてご審議いただくことになりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。また、審議会の総会につきましては、必要な都度、私が招集することとなりますので、よろしくお願ひいたします。以上でひとまず議題としては終了となります。

続きまして、報告事項として「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から報告をお願ひいたします。

○加藤課長 それでは資料の3になります。本来でございましたらここでこの資料の3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」を、ご説明をさせていただくところでございますが、時間短縮のため、配布いたしました資料を皆様にご確認いただくのみとさせていただきます。なお資料のほうはお持ち帰りいただいても結構でございます。ご質問等ございましたら、後日お電話にて年金審査課のほうで承りますのでよろしくお願ひいたします。

○蜂須賀会長 はい、ありがとうございました。こういう状況でございますので、できるだけ会議は速やかにということでございますので、ご協力いただきたいと思います。ご質問のある方に関しましては、先ほど事務局からお話がありましたとおり、年金審査課にご連絡いただければ対応するということですのでよろしくお願ひいたします。以上で報告事項について終了いたします。

これをもちまして本日予定しておりました議題及び報告事項については、全て終了いたしました。以上で予定しておりましたものが終了ですけれども、特に委員の先生方からご質問等はよろしかったでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、事務局よろしくお願ひいたします。

○羽場課長補佐 蜂須賀会長、ありがとうございました。

これをもちまして、東海北陸地方年金記録訂正審議会第7回総会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。